

内閣参質一八九第三八一号

平成二十七年十月六日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出政府の憲法解釈の変更の実例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出政府の憲法解釈の変更の実例に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「政府における憲法解釈の変更に当たると安倍内閣が認識しているもの」を挙げれば、今般の憲法第九条の下でも例外的に「武力の行使」が許容される場合に関する見解のほか、憲法第六十六条第二項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。

